

○旭川医科大学情報セキュリティ委員会規程

平成16年4月1日
旭医大達第138号

(設置)

第1条 旭川医科大学に、情報セキュリティを確保するため、旭川医科大学情報セキュリティ委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 旭川医科大学情報セキュリティポリシー(平成15年3月20日学長裁定。以下「ポリシー」という。)の改訂に関する事。
- (2) ポリシーの遵守の励行及び違反に対する措置等の重要な事項に関する事。
- (3) 情報セキュリティに係る重要な規則の制定又は改廃に関する事。
- (4) 学内におけるネットワークの重要な利用ルールの制定又は改廃に関する事。
- (5) 情報セキュリティに係る中期計画・年度計画の確認に関する事。
- (6) その他、情報セキュリティに係る重要な事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長又は学長補佐
- (2) 図書館長
- (3) 情報基盤センター長
- (4) 教育研究推進センター長
- (5) 経営企画部長
- (6) 遠隔医療センター長
- (7) 総務部長
- (8) 病院事務部長
- (9) 教務部長
- (10) 情報基盤センター運営委員会規程第3条第1項のうち第6号から第9号及び11号に定める委員
- (11) その他委員長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1号で規定する委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決

定する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務課が関係部課等の協力を得て処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年7月11日旭医大達第38号)

この規程は、平成19年7月11日から施行する。

附 則(平成22年2月17日旭医大達第10号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年8月19日旭医大達第55号)

この規程は、平成22年8月19日から施行し、改正後の第7条の規定は、平成22年8月1日から適用する。

附 則(平成23年9月14日旭医大達第166号)

- 1 この規程は、平成23年9月14日から施行する。
- 2 委員会の庶務は、改正後の第7条の規定にかかわらず、当分の間(現行の情報セキュリティポリシー改訂作業終了までとし、平成23年度末を目途とする。)図書館情報課において処理するものとする。

附 則(平成24年4月10日旭医大達第37号)

この規程は、平成24年4月10日から施行し、改正後の旭川医科大学情報セキュリティ委員会規程は、平成24年4月1日から適用する。